泉大津市教育委員会会議 令和6年第6回定例会

会議事項

(令和6年6月26日)

# 会議事項

- 日程第 1 議案第32号 教育委員会会議における会議録の作成方針(案)について
- 日程第 2 議案第33号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について
- 日程第 3 報告第12号 誠風中学校給食室棟新築工事請負契約締結について
- 日程第 4 報告第13号 東陽中学校給食室改修工事請負契約締結について
- 日程第 5 報告第14号 小津中学校給食室棟新築工事請負契約締結について
- 日程第 6 報告第15号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について
- 日程第 7 報告第16号 泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員 の任命及び委嘱について
- 日程第 8 報告第17号 新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約締結に ついて
- 日程第 9 報告第18号 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状 況について
- 日程第10報告第19号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

6.6.26

教育政策課

議案第32号

教育委員会会議における会議録の作成方針(案)

について

#### 1 趣旨

泉大津市教育委員会会議規則(昭和27年11月1日 教委規則第2 号)第49条および第50条に基づき、作成における基本的な方針を示す。

## 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(議事録の作成)

第49条 教育長は、委員会の会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(議事録の記載事項)

第50条 議事録には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名
- (4) 議題及び議事の経過
- (5) 議題となった動機を提出した委員の氏名
- (6) その他会議又は教育長において必要と認めた事項

(異議の申立て)

第52条 議事録に記載した事実に対して異議があるときは、教育長ま

たは議事録署名者に諮りこれを決する。

3 方針の内容 別紙1のとおり

## 教育委員会会議における会議録の作成方針(案)

#### 1 目的

会議録とは、泉大津市教育委員会会議規則(昭和27年11月1日 教委規則第2号)第49条および第50条における議事録を指す。

本方針は作成における基本的な方針を示し、会議録の作成および公表において一貫性と透明性を確保することを目的とする。

#### 2 会議録の作成

#### (1)発言内容の修正

会議録に記載する発言内容は、発言者の意図や趣旨を損なわない範囲で、重複表現や言い回しなどの文言整理における修正は可能とする。 ただし、これによらない修正が必要な場合は、泉大津市教育委員会会議規則第52条の規程に準じる。

#### (2) 注釈の掲載

文言整理をおこなったことを示すため、次のとおり注釈を掲載することとする。

※ 読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理 しています。

#### 3 その他

本方針の改訂は、必要に応じて教育委員会会議に諮るものとする。

#### 付則

本方針は、令和6年 月 日から施行するものとする。

教育委員会資料 6.6.26

議案第33号

指導課

# 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について

## 1 趣旨

小学校の令和7年度使用教科用図書については、学校教育法附則第九条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下、「無償措置法」という。)第十四条、同法施行令第十五条第一項の規定により、令和6年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第十五条第二項、第三項及び同法施行規則第六条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和5年度の採択基準に準じて行うこと。

### 2 根拠法令

学校教育法 (一部抜粋)

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(一部抜粋) (同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で 定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一 の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(一部抜粋) (同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する 期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法 附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、 四年とする。

# 3 採択期限

令和6年8月31日まで

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (採択の時期)

第十四条第一項 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当 該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日まで に行わなければならない。

# 4 資料

別紙2「令和6年度使用小学校用教科書一覧」のとおり

# 令和6年度使用小学校用教科書一覧

種目	発行者	書 名	
国 語	光村図書出版	国語	
書写	光村図書出版	書写	
社 会	日本文教出版	小学社会	
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	
算 数	東京書籍	新編 新しい算数	
理 科	学校図書	みんなと学ぶ 小学校理科	
生 活	光村図書出版	せいかつ たんけんたい	
音 楽	教育出版	小学音楽 音楽のおくりもの	
図画工作	日本文教出版	図画工作	
家 庭	東京書籍	新編 新しい家庭	
保 健 大修館書店		新 小学校保健	
英語	光村図書出版	Here We Go!	
道徳	日本文教出版	小学道徳 生きる力	

6.6.26

教育政策課

報告第12号

泉大津市立誠風中学校給食室棟新築工事請負契約締結について

#### 1 趣旨

デリバリー方式により実施している中学校給食において、誠風中学校で給食室棟新築工事を実施し、より美味しい給食の提供と、調理員と顔の見える関係をつくることによる、さらなる食育の推進を目的に、中学校給食においても自校調理方式による給食を実施するために給食室を整備する工事請負契約を締結したため、その報告を行う。

#### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号)第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育 事務を教育長に委任する。
- (1)教育行政の基本的計画に関すること。
- (2)学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。
- (3)規則及び規程の制定、改廃に関すること。
- (4)教育機関の設置、廃止に関すること。
- (5)附属機関の委員の任免に関すること。
- (6)小、中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (7)教職員人事の基本方針に関すること。
- (8) その他教育委員会が重要と認める事項

## 3 内容

別紙3のとおり

(参 考)

工事概要 誠風中学校給食室棟新築工事一式 (給食室棟新築、渡り廊下新設、倉庫新設、外構、倉庫棟解体、既存棟是正改修)

# 工 事 請 負 仮 契 約 書(抜粋)

1 工 事 名 泉大津市立誠風中学校給食室棟新築工事

2 工事場所 泉大津市池浦町4丁目1番1号

3 工 期 市議会で議決された日から令和7年3月15日まで

4 請負代金額 ¥441,909,600-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 4 0, 1 7 3, 6 0 0 -

5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)

第114条(請負代金の100分の10に相当する

額以上)又は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者貫野建設株式会社は、工 事請負仮契約を締結するものとする。

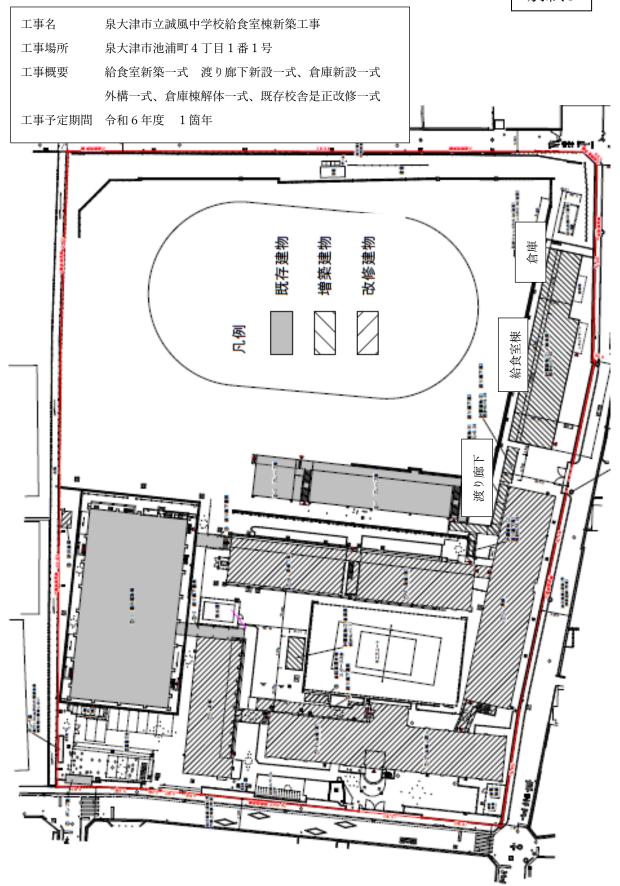
なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

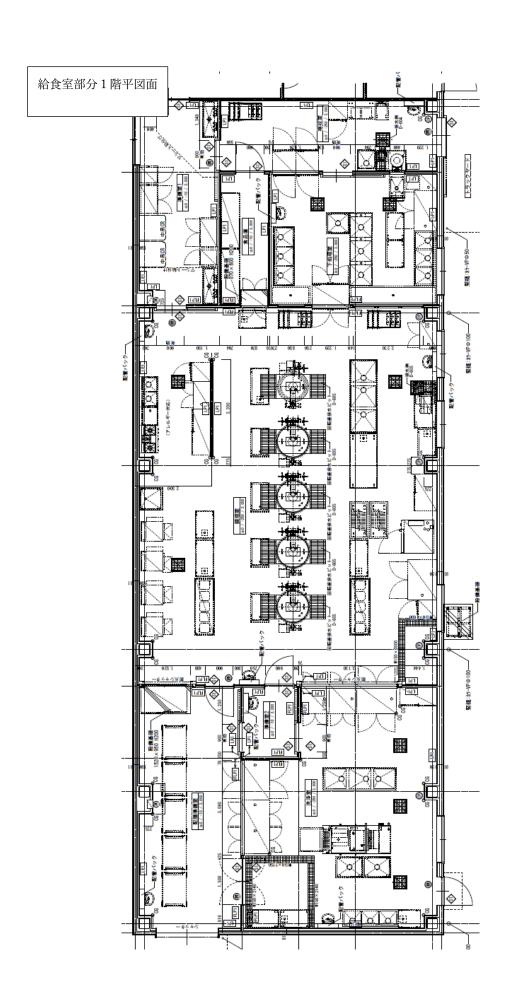
令和6年5月22日

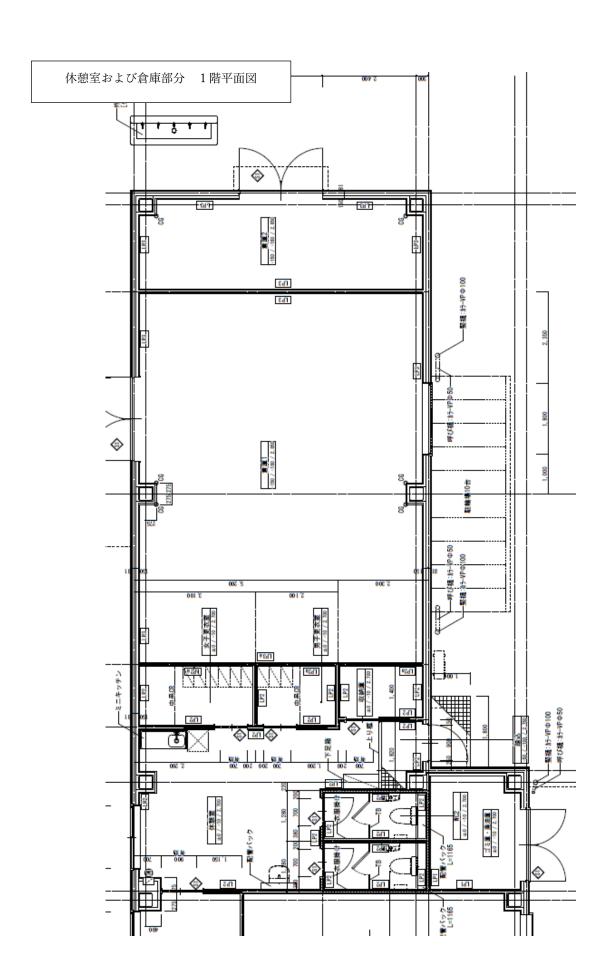
発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 請負者 泉大津市板原町5丁目10番8号 貫野建設株式会社

代表取締役 貫 野 哲 治







6.6.26

教育政策課

報告第13号

# 泉大津市立東陽中学校給食室改修工事請負契約締結について

#### 1 趣 旨

デリバリー方式により実施している中学校給食において、東陽中学校で給食室改修工事を実施し、より美味しい給食の提供と、調理員と顔の見える関係をつくることによる、さらなる食育の推進を目的に、中学校給食においても自校調理方式による給食を実施するために給食室を整備する工事請負契約を締結したため、その報告を行う。

#### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号)第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育 事務を教育長に委任する。
- (1)教育行政の基本的計画に関すること。
- ②学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。
- (3)規則及び規程の制定、改廃に関すること。
- (4)教育機関の設置、廃止に関すること。
- (5)附属機関の委員の任免に関すること。
- (6)小、中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (7)教職員人事の基本方針に関すること。
- (8)その他教育委員会が重要と認める事項

#### 3 内容

別紙4のとおり

(参 考)

工事概要 東陽中学校給食室改修工事一式

(北館1階給食調理室改修、北館外壁改修、北館2階內装改修、外構)

# 工 事 請 負 仮 契 約 書(抜粋)

1 工 事 名 泉大津市立東陽中学校給食室改修工事

2 工事場所 泉大津市池浦町四丁目4番1号

3 工 期 市議会で議決された日から令和7年3月15日まで

4 請負代金額 ¥291,527,500-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 2 6, 5 0 2, 5 0 0 -

5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)

第114条(請負代金の100分の10に相当する

額以上)又は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者日本土建工業株式会社は 工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和6年5月22日

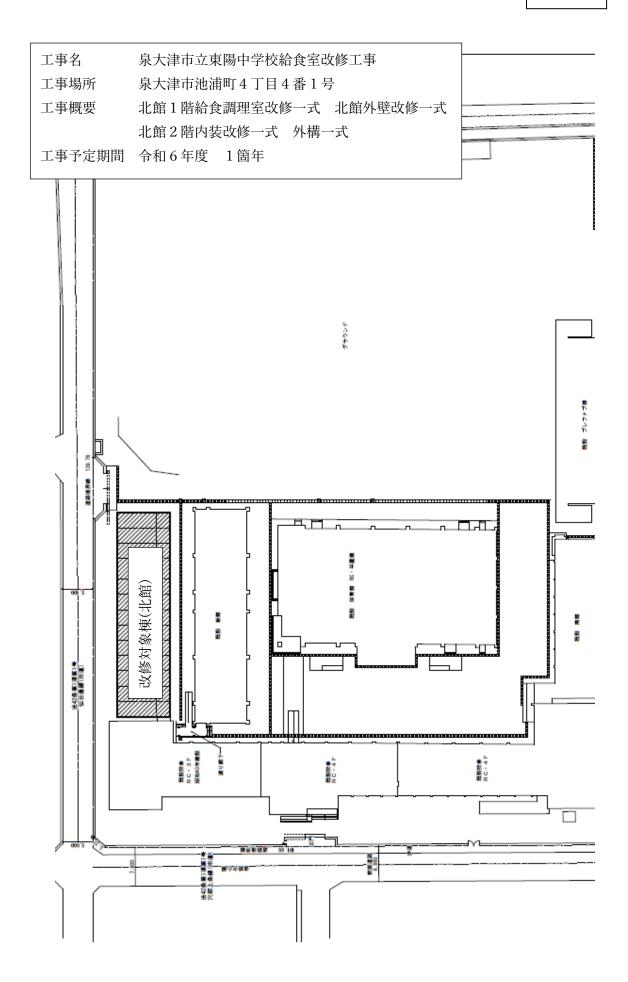
発注者 泉大津市

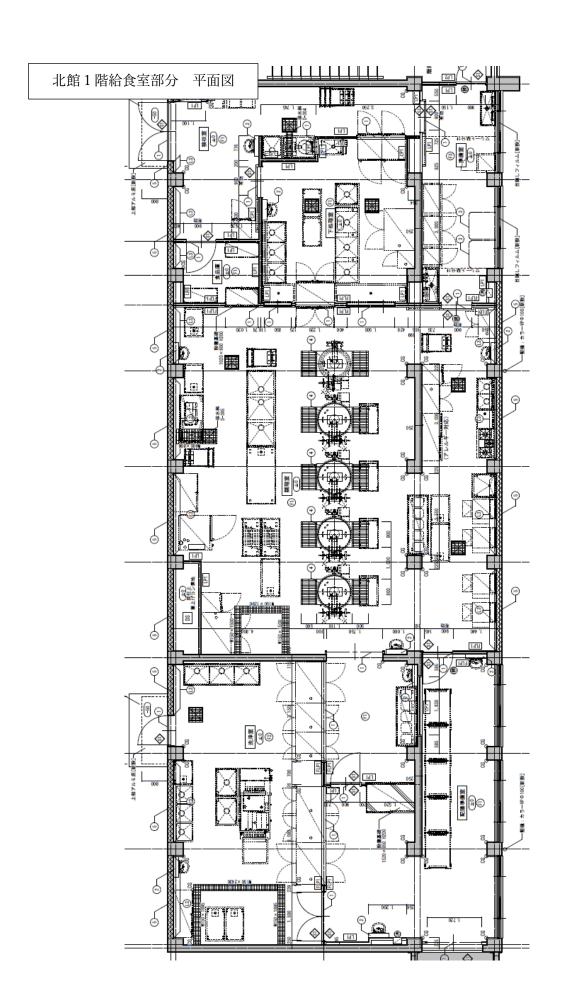
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一

請負者 大阪市東成区神路一丁目12番2号

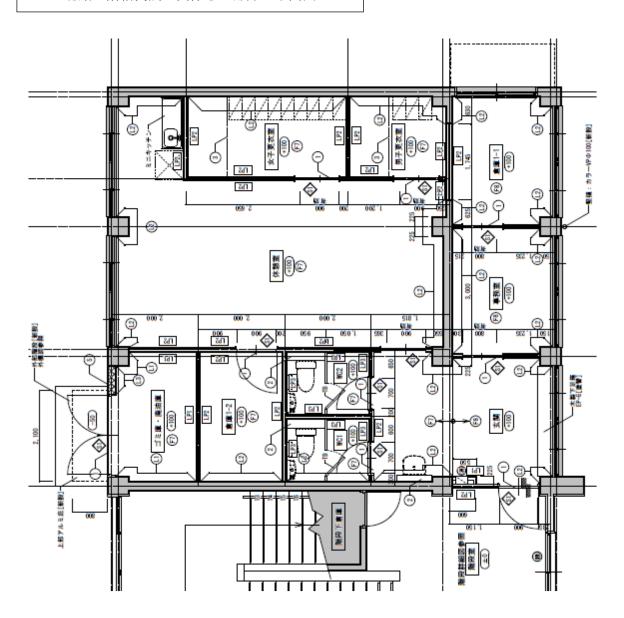
日本土建工業株式会社

代表取締役 池 田 勉





北館1階給食調理員休憩室部分 平面図



6.6.26

教育政策課

報告第14号

泉大津市立小津中学校給食室棟新築工事請負契約締結について

#### 1 趣旨

デリバリー方式により実施している中学校給食において、小津中学校で給食室棟新築工事を実施し、より美味しい給食の提供と、調理員と顔の見える関係をつくることによる、さらなる食育の推進を目的に、中学校給食においても自校調理方式による給食を実施するために給食室を整備する工事請負契約を締結したため、その報告を行う。

#### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号)第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育 事務を教育長に委任する。
- (1)教育行政の基本的計画に関すること。
- (2)学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。
- (3)規則及び規程の制定、改廃に関すること。
- (4)教育機関の設置、廃止に関すること。
- (5)附属機関の委員の任免に関すること。
- (6)小、中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (7)教職員人事の基本方針に関すること。
- (8) その他教育委員会が重要と認める事項

#### 3 内容

別紙5のとおり

(参 考)

工事概要 小津中学校給食室棟新築工事一式 (給食室棟新築、渡り廊下新設、外構、既存棟改修)

# 工 事 請 負 仮 契 約 書(抜粋)

1 工 事 名 泉大津市立小津中学校給食室改修工事

2 工事場所 泉大津市助松町二丁目13番1号

3 工 期 市議会で議決された日から令和7年2月28日まで

4 請負代金額 ¥399,520,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 3 6, 3 2 0, 0 0 0 -

5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)

第114条(請負代金の100分の10に相当する

額以上)又は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者栗本建設工業株式会社は 工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和6年4月15日

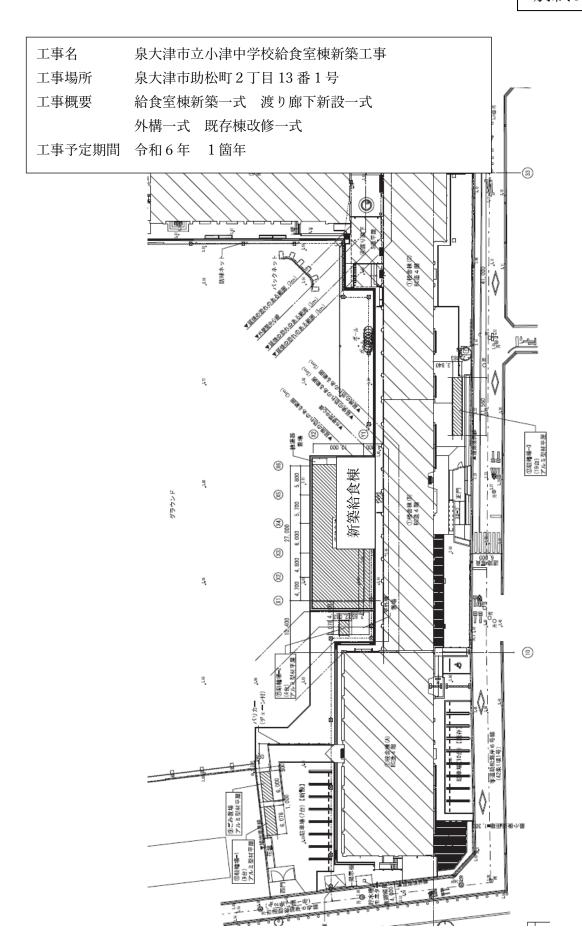
発注者 泉大津市

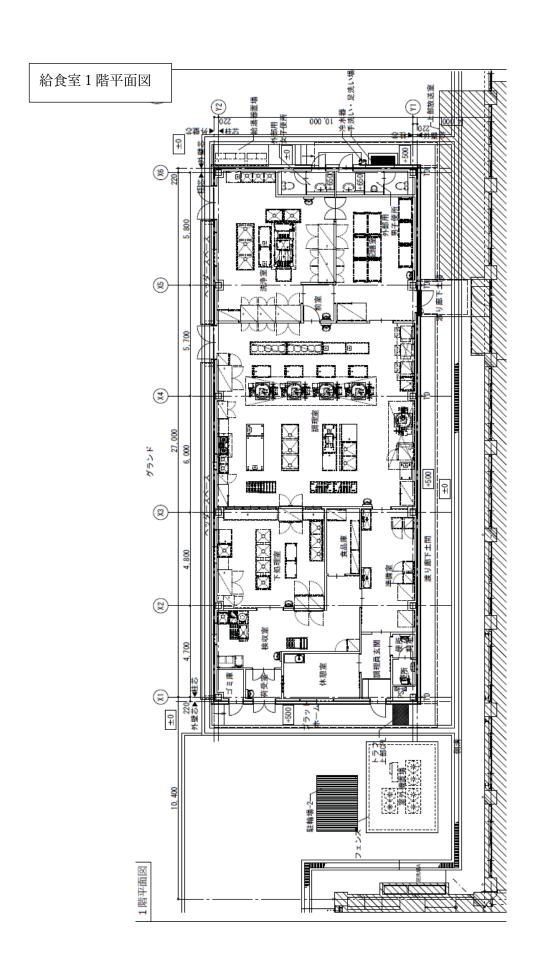
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一

請負者 大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

栗本建設工業株式会社

代表取締役 岩 崎 光 延





6.6.26

教育政策課

報告第15号

泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱につい

7

1 趣 旨

第3回教育委員会会議定例会の議案第12号において承認された令和6年度の学校運営協議会委員の任命について、委員が追加で決定したので報告するもの。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号)第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 (委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名(2以上の学校について1の協議会を 設置する場合にあっては、15名)以内とし、次に掲げる者のうちか ら、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

3 任 期

令和6年4月19日~令和7年3月31日 令和6年6月13日~令和7年3月31日

4 学校運営協議会委員名簿 別紙6のとおり

# 楠小学校

# (所属団体・役職等は令和6年度時点)

	£	名	備考(所属団体・役職等)	委員区分
月	券野	弘子	楠小学校PTA会長	地域住民

## 東陽中学校

氏	名	備考(所属団体・役職等)	委員区分
森田	則彦	東陽ふれあいネット(地域活動委員会委員長) 元東陽中学校PTA会長	地域住民

6.6.26

指導課

報告第16号

泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 委員の任命及び委嘱について

## 1 趣旨

令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採択に係る泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。) 委員の任命並びに委嘱について、泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第1条及び第4条、第5条の規定に基づく選定委員会委員の任命及び委嘱について、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものである。

#### 2 根拠法令

泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

- 第1条 泉大津市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択 の適正な実施を図るため、泉大津市教育委員会は、泉大津市立 義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置く。
- 第4条 選定委員会は、委員6名以内をもって組織する。
- 第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱 する。
  - (1) 教育委員会事務局職員
  - (2) 泉大津市立義務教育諸学校の校長
  - (3) 泉大津市立義務教育諸学校に在籍する児童・生徒の保護者

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育 事務を教育長に委任する。
  - $(1) \sim (4)$  略
  - (5) 附属機関の委員の任免に関すること。
  - $(6) \sim (8)$  略
- 第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を 教育長に臨時に代理させることができる。

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和49 年泉大津市教育委員会規則第4号)第2条で委任された事務 又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅 滞なく報告しなければならない。

## 3 資料

別紙7「令和6年度泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会名簿」

別紙7

# 令和6年度泉大津市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会名簿

	名前	役職等	
委員長 鍋谷 芳比古 泉大津市教育委員会事務		泉大津市教育委員会事務局教育部長	
副委員長	藤谷 考志	泉大津市教育委員会事務局指導課長	
選定委員	花見 明子	泉大津市立中学校長会代表(東陽中学校長)	
選定委員	寺田 和代	泉大津市PTA協議会教科書採択担当(穴師小学校PTA)	

泉大津市教育委員会

6.6.26

指導課

報告第17号

# 新泉大津市教育支援センター改修工事請負契約締結について

# 1 趣 旨

ベルセンター建物の改修工事に着手し、不登校児童生徒の支援とともに教育相談や進路相談などの相談機能及び教職員の研修環境をより充実させることを目的として新教育支援センターを整備する工事請負契約を締結したため、その報告を行う。

#### 2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号)第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育 事務を教育長に委任する。
- (1)教育行政の基本的計画に関すること。
- ②学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。
- (3)規則及び規程の制定、改廃に関すること。
- (4)教育機関の設置、廃止に関すること。
- (5)附属機関の委員の任免に関すること。
- (6)小、中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (7)教職員人事の基本方針に関すること。
- (8) その他教育委員会が重要と認める事項

#### 3 内容

別紙8のとおり

(参 考)

工事概要 新泉大津市教育支援センター改修工事一式 (防水改修、外壁改修、内装改修、外構、照明器具改修、空調設備改修)

# 工 事 請 負 仮 契 約 書(抜粋)

1 工 事 名 新泉大津市教育支援センター改修工事

2 工事場所 泉大津市東雲町9番54号

3 工 期 市議会で議決された日から令和7年3月14日まで

4 請負代金額 ¥230,288,300-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 2 0, 9 3 5, 3 0 0 -

5 契約保証金 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)

第114条(請負代金の100分の10に相当する

額以上)又は第116条の規定による。

上記の工事について、発注者泉大津市と請負者日本土建工業株式会社は 工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により市議会の議決を経たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和6年5月22日

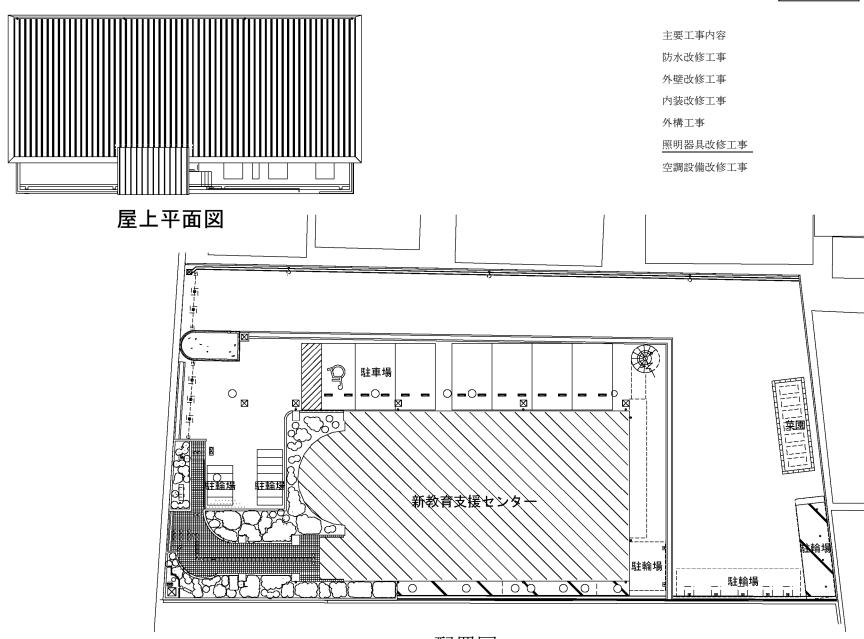
発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一

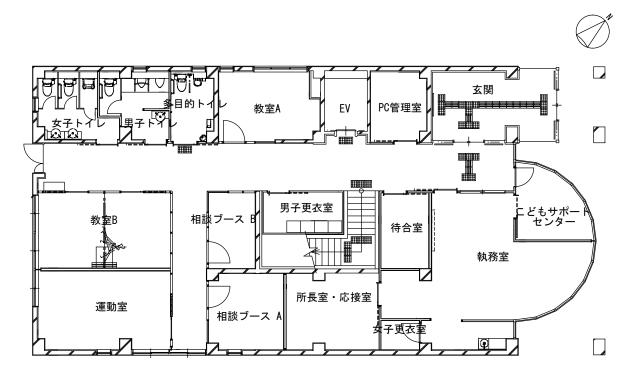
請負者 大阪市東成区神路一丁目12番2号

日本土建工業株式会社

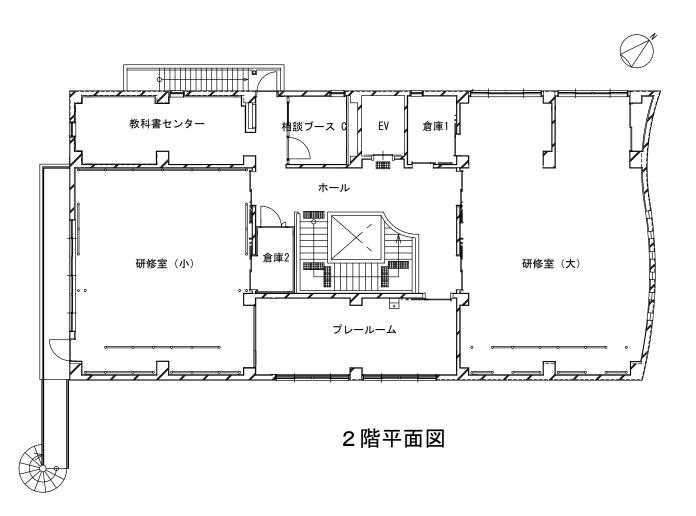
代表取締役 池 田 勉



配置図



1階平面図



6.6.26

報告第18号

こども育成課

# 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状況について(報告)

泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画において、第1期(令和2~6年度)に位置付けられている条南小学校区と第2期(令和7~11年度)に位置付けられている浜校区の整備について報告するものである。

#### 1 条南小学校区について

条南幼稚園の廃園後、令和6年4月1日から旧条南幼稚園在園児(4歳児12名、 5歳児7名)をみらいずこども園にて受け入れを行う。

(1) 今後のスケジュール (予定)

令和6年10月~ 旧条南幼稚園舎解体工事

12月~ 新みらいずこども園建設工事

令和8年 4月 新みらいずこども園開園

#### 2 浜小学校区について

泉大津市東港公園内認定こども園設置・運営事業者及び東港公園実施設計事業者 選定の結果と今後のスケジュール(予定)は以下のとおりである。

(1) 優先交渉権者

社会福祉法人 因明会

- (2) 公園内認定こども園定員(予定) 132名
- (3) 今後のスケジュール (予定)

令和6年度中 東港公園リニューアル基本設計

(市民ワークショップ)

令和7年1月~12月 認定こども園整備工事

令和7年度中 東港公園リニューアル工事

令和8年4月 (仮称) 東港公園内認定こども園開園

東港公園リニューアルオープン

6.6.26

教育政策課

報告第19号

# 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

# 1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認した ので報告するものである。

## 2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後 その旨を委員会に報告しなければならない。

## 3 報告対象期間

令和6年5月1日(水)~ 令和6年5月31日(金)

## 4 内容

別紙9のとおり

# 【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R6.5.16	R6.6.16	2024年度泉州地域青年会議所合同例会 わくわくワークでわっくわく!~WKD 世界に子ど もたちの夢を~	公益社団法人泉大津青年会議所
2	R6.5.13	R6.6.9	「発達障がい格差を埋める!5年後10年後の親子 の笑顔のために身近な状況を安心安全にしたい。」	一般社団法人泉大津・発達支援 勉強会Lien
3	R6.5.14	R6.7.6	社会を明るくするつどい	泉大津市保護司会
4	R6.5.13	R6.7~ R6.11	第11回泉大津さんま祭り 子ども絵画コンクール	復幸の架け橋実行委員会
5	R6.5.16	R6.5.7~ R6.10.5	ロボットアイデア甲子園 大阪大会 2024	(一社)日本ロボットシステム インテグレータ協会
6	R6.5.13	R6.11.9	第17回三市一町中学生のメッセージ〜青少年は地球 の宝〜	いずみそれいゆライオン ズクラブ
7	R6.5.13	R6.5.25	第4回おづみんカップ	泉大津市スポーツ少年団 泉大津市バスケットボー ルクラブ
8	R6.5.14	R6.10.12	第19回留学生日本語弁論大会	羽衣国際大学 国際交流委員会
9	R6.5.16	R6.7.28	7月度公開例会 選挙へ行こう! 街のスイーツ総 選挙	公益社団法人泉大津青年会議所

新